

役員・審判員等旅費基準

神石郡軟式野球連盟

2026.05.24 施行

【旅費基準】

旅行先	交通費	有料道路加算	日当	備考
広島	5,000円		5,000円／1日 3,000円／半日	
呉	5,000円			
福山	2,000円			
三原	2,000円			
尾道	2,000円			
府中	1,000円			
因島	1,000円	1,000円		
芦品	1,000円			
神石	—			—

- ① 上記以外への交通費は、**実費（12円／km）**を支給する。ただし、神石高原町内は支給しない。
- ② 複数人の場合は、乗り合わせを基本とし、自己都合による別便の場合は支給しない。
- ③ 派遣先から、別途支給される場合は支給しない。ただし、その総支給額が旅費基準を下回る場合は、派遣者の申し出により、差額を支給することができる。
- ④ 上記旅費基準のほか、当連盟主催の会議に出席した場合は**費用弁償6,000円／1日**を支給することができる。
- ⑤ **神石地区大会の旅費日当は支給しない。**
この基準に定めのない場合は、会長の定めるところによる。